

就労選択支援事業所に係る特定事業所集中減算の取扱いについて

1 判定方法

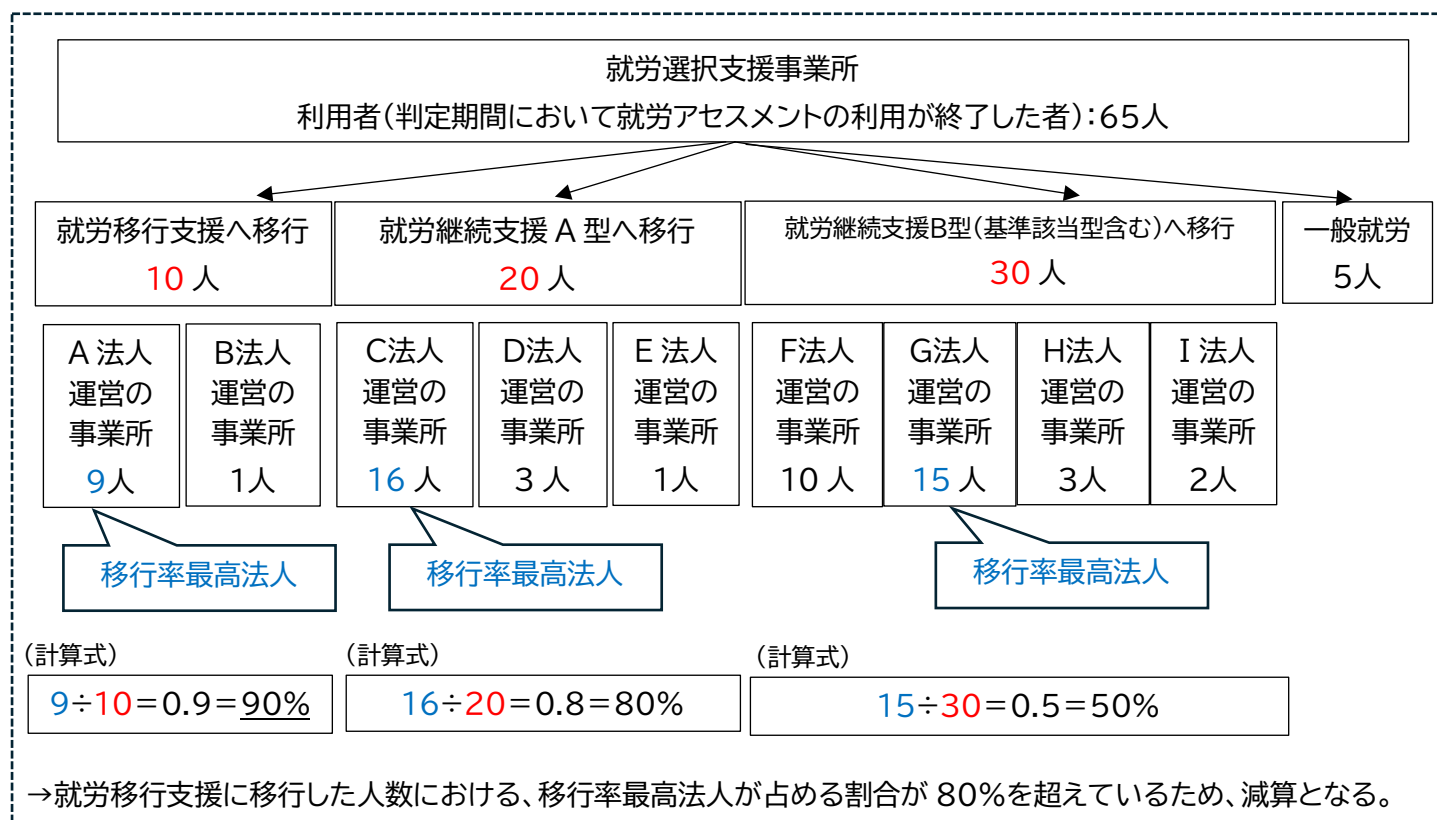
事業所ごとに、当該事業所において判定期間に実施したアセスメント結果に係る利用者について、その後のサービス利用において、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び基準該当就労継続支援B型につながった件数をそれぞれ算出し、就労移行支援等それぞれについて、移行した人数が多い法人(以下「移行率最高法人」という。)が占める割合を計算し、就労移行支援等のいずれかについて 80%を超えた場合に減算する。

書類作成時において、判定期間にアセスメントは終了したものの移行先が決まっていない利用者については、当該判定期間の算定対象には含めず、移行先が決まった時点の判定期間の算定対象とすること(移行先が決まっていない者については、利用終了から1年間は定期的に移行先の把握を続けること。)。なお、特別支援学校在学者で、2年生で就労選択支援を利用し、そのアセスメント結果をもって卒業後の就労継続支援B型の支給決定を行う者については、利用終了から1年以上経過していた場合も、移行先が決まった時点の判定期間の算定対象とすること。

また、就労移行支援又は就労継続支援に移行する前に複数回就労選択支援を利用した場合(特別支援学校高等部や高等学校、大学、専門学校等の在学者が在学中に複数回利用する場合など)は、直近で利用した就労選択支援事業所において算定対象とすること。

計算式 当該サービスに係る移行率最高法人につながった利用者数

÷ 当該サービスにつながった利用者数



2 判定を行う上での注意事項

(1) 移行率最高法人の考え方
①「法人」の考え方について 同一法人単位で判断します。系列法人は含みません。
②「割合」について 80%を超えた場合のみ提出が必要です。0.001%でも超えれば、超えたものとみなします。
③一人の利用者が、同一サービスについて複数事業所を利用する場合について 一人の利用者が、同一サービスについて複数事業所へ移行した場合には、<u>利用した事業所の法人ごとに1件ずつ計上</u>しますが、②当該サービスへ移行した人数は「1」となります。 (具体例) ○ 一人の利用者が2か所の就労移行支援事業所へ移行し、その事業所の法人が“A法人”と“B法人”の別法人であれば、“A法人”と“B法人”で「1件ずつ」カウントします。2か所が同じ“A法人”の事業所であった場合には、“A法人”「1件」としてカウントし、②当該サービスへ移行した人数も「1」でカウントします。 なお、“A法人”が「移行率最高法人」である場合には、「③移行率最高法人への移行人数」を「1」でカウントします。
(2) 算定対象者について
「移行先が決まった時点」とは、サービス等利用計画に移行先の就労移行支援又は就労継続支援事業所が位置付けられた時点となります。

3 福岡市における「正当な理由」の方針

(1) 就労選択支援事業者の通常の事業の実施地域に、就労移行支援等がサービス毎でみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
「就労選択支援事業者の通常の事業の実施地域」とは、「運営規程に定める通常の事業実施地域」とします。
【提出資料】通常の実施地域及びその地域にある当該サービスの事業所一覧を記載した書類(任意様式)
(2) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制加算を受けている場合
加算の取得状況は、指定権者で確認するため、提出書類はありません。
(3) 判定期間においてアセスメントを終了した利用者のうち、それぞれのサービスにつながった件数が5件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合
例) 判定期間において、就労移行支援が位置付けられた計画件数が合計5件、就労継続支援A型が位置付けられた計画件数が合計10件の場合は、就労移行支援について移行率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されません。就労継続支援A型について80%を超えた場合には減算が適用されます。
【提出資料】・当該サービスの利用に繋がった利用者の氏名及び受給者番号一覧(任意様式) ・当該サービスの利用に繋がったことがわかるケース記録等(任意様式)
(4) その他正当な理由と福岡市が認めた場合
【提出書類】正当な理由であることがわかる資料(任意様式)

4 減算対象者について

減算適用期間において、当該事業所が実施する就労選択支援のすべての利用者に対する報酬が対象となります。